

平成29年9月13日

地域型住宅グリーン化事業
グループ事務局 御中

地域型住宅グリーン化事業評価事務局

平成29年度地域型住宅グリーン化事業
補助対象住宅に関わる事業者の住宅省エネルギー技術講習会の
受講要件の変更について

住宅省エネルギー技術講習会の受講年度について、下記のとおり変更いたします。

つきましては、この内容について貴グループの構成員にご周知をお願いいたします。

記

地域型住宅グリーン化事業 グループ募集要領【平成29年度】

・ 該当ページ P1

○平成29年度地域型住宅グリーン化事業グループ募集における留意点

(旧) 2. 住宅省エネルギー講習会の修了者について

各補助対象住宅に関わる事業者にあつては、それぞれ設計者・施工管理者・大工技能者のうちいずれか1人が、平成25年度以降の住宅省エネルギー技術講習会の修了者であることが必要です。※P5掲載

(新) 2. 住宅省エネルギー講習会の修了者について

各補助対象住宅に関わる事業者にあつては、それぞれ設計者・施工管理者・大工技能者のうちいずれか1人が、住宅省エネルギー技術講習会の修了者であることが必要です。※P5掲載

・ 該当ページ P5

3 本事業における補助対象

3.1 木造住宅について

(旧) (3) 各補助対象住宅に関わる事業者にあつては、それぞれ設計者・施工管理者・大工技能者のうちいずれか1人が、平成25年度以降の住宅省エネルギー技術講習会^{※2}の修了者であることが必要です。

(新) (3) 各補助対象住宅に関わる事業者にあつては、それぞれ設計者・施工管理者・大工技能者のうちいずれか1人が、住宅省エネルギー技術講習会^{※2}の修了者であることが必要です。

以上